

議 長 それでは、日程第2議案第58号に戻りたいと思います。先ほど、担当課長の細部説明までが終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 館 一般会計からですね、工事請負費としてマンホールの更新ですね。公共下水の設置費についてはわかりますけども、これまでね、一般会計から補うということは公共下水、流域下水の布設されていない未整備のところのですね、行政的な不平等があるんじゃないかと考えますけれども、考え方についてお伺いします。

環境上下水道課長 やはり特別会計の基本としましては、受益者負担の原則というのが第一にございます。それを目指してというか、肝に銘じて執行を繰り返しているところなんですけれども、そういった意味からすれば100%のそういった形になっていないということもございますので、未整備地区の方々に御負担を願っているというのは事実でございます。

12番 大 館 質問の趣旨とちょっと違うかなと思うんだけど、やっぱり行政サービスの公平化からしたらね、ちょっと違うのかなと考えます。本来なら補修とか更新については、恩恵を受けている方々の負担で済まさないといけないわけですよ。それで、これから寄地域のですね、生活排水の問題についてはですね、寄地域で説明会等を催されたようなんですけれども、合併浄化槽で整備をするよという話ですよ。その方向ですよということですか。そういうことじゃないの。ちょっと座談会とかそういう会に行った人から、そういう話を聞いたんですけれども。決定じゃないでしょうけども、方向としてはそういう方向。県や国の補助金がつきますよという、ダム湖以上、上流側のことは、今までは、合併浄化槽の整備は補助金出たんですけど、ほかのところは出てなかったわけですよ。特に寄地域。それが今度、補助金の対象になりますよという話を聞きました。ですから、今、松田町の生活排水の考え方としては、寄地域については合併浄化槽でいこうというような流れがあるわけじゃないですか。流れですよ。決まったわけじゃないですよ。そのような方向で進まれるような感覚を持っている中でね、やっぱり一般会計でこういう多額のことを、安易と言ってはちょっと語弊がありますが、負担をしちゃうということはやっぱり公平性に欠ける部分が発生しますよね。ですから本来であれば、これからまだ後のほうで委員

会報告あって、使用料の値上げかな、があるようですけども、やっぱりせめてね、補修とか更新については下水道会計の中でやりくりしていくのが筋じゃないのかな。全部のところが同じような行政サービスを受けていれば、そういう問題になりませんが、その辺で、ここでこれ反対ですよとは言いませんけど、ちょっと考え方として、これが当たり前でね、これから先日の説明では老朽化してきて、副町長の説明で老朽化してきてね、まだ更新とかしなきゃいけないというのが発生しますよという話の中で、延々として続くわけじゃないですか。それを受益してないところのものも含めて負担させること自体が行政サービスの不公平ですよ。平等とは言いませんけど、不公平さは発生する。その辺の考え方について、課長じゃ苦しいでしょうからひとつ、執行者の考え方をひとつよろしくをお願いします。

副町長 では、私のほうからお答えをさせていただきます。確かに今、大館議員がおっしゃるようになりますね、修繕料等についてはですね、本来、受益者負担の原則から申しますとですね、その会計の中でやっていかなきゃいけないと。きのう私もちょっとお話ししました供用開始をして28年、約30年近くがたった。今回ですね、緊急的なちょっと補修が多かったというのが事実なところでございます。やはり修繕料というのはですね、年間の予測をして予算計上をさせていただいていますが、今回たまたまちょっとその箇所が多かったという事情がひとつあります。本来ですね、そういった部分も含めながらですね、料金の設定というものをしていかなければならないと思います。今回、今、御審議いただいた中で料金の見直し、また引き続きですね、これから30年、40年とたちますと維持管理費、また、更新というところで経費がかかってくると思いますのでね、その辺はやはり3年、4年のスパンの中で適正な料金を見直しをさせていただいた中で、下水道の会計の中でですね、対応していかなければならないというふうに考えております。今回、ちょっとこのような結果にはなりましたが、緊急的な事態に対応したということで御理解をいただければというふうに思います。以上です。

12番大館 別に嫌がらせで言ってるわけじゃないんで、やっぱり工事自体もこれから、副町長が言われるようにどんどん発生してくるわけでね、じゃあ足りないから

一般会計から繰り入れればいいやという、それでは納得できる問題じゃありませんので、慎重な執行をぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号平成28年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。